

第1 審査会の結論

福島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月22日付け県サ第4号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表1の「不開示とすべき部分」の欄中に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- 2 別表1の「開示すべき部分」の欄中に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成30年12月14日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「〇〇警察署留置施設の留置人へ提供する食事を搬入する業者を決める、平成28年度上記弁当搬入業者の入札記録、及び決定、決裁文書一式」との内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「被留置者の給食単価購入契約書（平成28年4月1日締結）」外5件（以下「対象公文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、条例第12条第2項の規定により、開示決定等の期間を平成31年1月25日まで延長する決定を平成30年12月26日付けで行い、請求人に通知した。
- 4 実施機関は、平成31年1月22日付けで、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。開示しない部分、開示しない根拠及びその理由は、別表2のとおりである。
- 5 請求人は、本件処分を不服として、平成31年1月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、福島県公安委員会に対して、本件処分のうち、受注者（契約者乙）に関する情報（住所・氏名・法人名及び印影）の不開示部分の取消しを求める審査請求を行った。
- 6 福島県公安委員会は、条例19条第1項の規定により、令和元年5月31日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、開示しない部分とした、「受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名及び印影）」の開示決定を求める。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) ○○警察署留置場内で受けた心身被害の一つである、給食での異物混入（毛、ゴミ等）、生肉を食べさせられた点について、民事請求ないし、訴訟提起をするため、「受注者」の情報が必要なため。
- (2) 日本国憲法第32条では「裁判を受ける権利」を認めており、訴訟の相手方や証人を特定しなければ、訴訟を提起できず、証人の呼出状も発布できない。
- (3) 福島県警察本部長が挙げる理由である、「当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。」と言うが、庁舎自体は、警察官が常時何十人といるので、安全であり、業者に対する危害や妨害活動のおそれは、刑法及び情報公開法に関する罰則等で排除、担保されていることから理由がない。

よって、請求人の憲法で認められている「裁判を受ける権利」を奪うことは許されず、「受注者」の情報を開示しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分についての説明は、弁明書及び口頭による理由説明の内容を総合すると、次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、「被留置者の給食単価購入契約書（平成28年4月1日締結）」外5件であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示の理由について

(1) 条例第7条第2号該当性について

対象公文書に記載されている警察職員の氏名及び印影（公にされている職員を除く。）については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるが、条例第7条第2号ただし書ウにより、警察職員に係る氏名（印影を含む。）は除かれており、警部補（係長の段階に属する職）以下の職員については、慣行としても公にされておらず、さらに人の生命、身体又は財産を保護するため公にすることが必要とは認められないことから、同号ただし書ア、イにも該当しないため。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 予定数量、数量及び契約保証金

対象公文書に記載されている予定数量、数量及び契約保証金については、被

疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者やその関係者、犯罪を企図する者等が、逃走やその幫助のための情報として活用するおそれ等が認められ、留置・勾留業務や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

契約保証金は予定数量から算出されるため上記と同様の理由があるため。

イ 受注者（契約者乙）に関する情報

受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名及び印影）及び起案書のあて先については、留置施設に出入りする受注業者であり、公になれば被留置者の関係者や犯罪を企図する者等が、当該受注者又は受注者の施設に対して営業妨害を目的とした、不特定多数者による当該受注業者の施設内に侵入しての商品に対する異物混入事案や、受注業者の関係者に対する不当な要求や圧力等により、危害や妨害活動が加えられるおそれがあり、平穏な生活や営業活動が妨害されると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から受注業者名を公にすることができないと認められるものであり、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 内線電話番号（公にされているものを除く。）

対象公文書に記載されている内線電話番号（公にされているものを除く。）については、警察が行う事務に関する情報であって、警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話番号として設置されているものであり、当該情報を公にすることにより、不特定多数者から業務妨害等を目的として特定の内線電話番号に対して、長時間にわたり回線を使用されるなどの妨害を受け、急訴事件等の突発事案の捜査や通常業務における必要な対応ができなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 予定価格

予定価格については、契約の内容が毎年概ね同様の内容で繰り返される年間契約であり、当該情報を開示することにより、以後の同種契約の予定価格が容易に類推され、公正な競争による適正な契約が困難になり、今後の契約事務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては県の利益を不当に害するおそれがあるため。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり本件請求の対象公文書を特定しており、このことについて請求人と実施機関とのあいだに争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 条例第7条第4号について

(1) 条例7条第4号の趣旨について

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報が記録されている場合に不開示とすることを定めたものである。

この場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関において支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

(2) 第4号該当性について

ア 受注者（契約書乙）に関する住所、氏名、法人名について

受注者（契約書乙）に関する住所、氏名、法人名については、実施機関が不開示の理由として、「受注業者又は受注業者の施設に対し、危害や妨害活動が加えられるおそれがあり、また受注業者を介して毒物、異物の混入や被留置者の逃走を企てるおそれがある。警察は、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としていることから、受注者（契約書乙）に関する住所、氏名、法人名を開示することは公共の安全と秩序の維持に支障がある。」と主張している。

この点について契約書を確認するも、守秘義務の条項や、業者名の非開示ということは記載されておらず、業者名を公表したからといって、実施機関が主張するようなおそれまでは認められず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある相当の理由と認める情報とは言えず開示すべきである。

イ 受注者（契約書乙）に関する印影について

受注者（契約書乙）に関する印影については、実施機関が不開示の理由として、「受注業者又は受注業者の施設に対し、危害や妨害活動が加えられるおそれがあり、また受注業者を介して毒物、異物の混入や被留置者の逃走を企てるおそれがある。警察は、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としていることから、受注者（契約書乙）に関する印影を開示することは公共の安全と秩序の維持に支障がある。」と主張している。この点について、前述のとおり、実施機

関が主張するようなおそれまでは認められず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある相当の理由と認める情報とは言えない。

しかし、受注者（契約書乙）に関する印影については、条例第7条第3号法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、事業者がその活動を行う上で内部情報として厳重に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれが認められるため不開示情報に該当する。

よって印影については、条例第7条第4号に該当するとは認められないが、条例第7条第3号により不開示が妥当である。

3 実施機関が不開示とした部分で、請求人の主張がない不開示情報の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるが、本号ただし書ウにより、警察職員に係る氏名（印影を含む。）は除かれており、警部補（係長の段階に属する職）以下の職員については、慣行としても公にされておらず、さらに人の生命、身体又は財産を保護するために公にすることが必要とは認められないことから、同号ただし書ア、イにも該当しない。よって、不開示が妥当である。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

実施機関が不開示とした予定数量、数量、契約保証金については、被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等、留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるためと不開示理由を主張しているが、予定数量、数量、契約保証金を開示することにより、被留置者数が類推されるおそれはあるが、被留置者数が類推されたからといって、留置・拘留業務に支障を及ぼすおそれまでは認められない。

また、入札公告や入札説明書に予定数量が記載されており、契約単価は開示されている情報であり、開示されている情報から契約保証金は算出されることから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある相当の理由と認める情報とは言えず開示すべきである。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 実施機関が不開示とした内線電話番号については、警察が行う事務に関する情報であって、警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話番号と

して設置されているものであり、当該情報を公にすることにより、不特定多数者から業務妨害等を目的として特定の内線電話番号に対して、長時間にわたり回線を使用されるなどの妨害を受け、急訴事件等の突発事案への捜査や通常業務における必要な対応できなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため不開示が妥当である。

イ 実施機関が不開示とした予定価格については、契約の内容が毎年概ね同様の内容で繰り返される年間契約であり、当該情報を開示することにより、以後の同種契約の予定価格が容易に類推され、公正な競争による適正な契約が困難になるなど、今後の契約事務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては県の利益を不当に害するおそれがあると認められるため不開示情報に該当する。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表 1

No.	公文書の名称	開示すべき部分	不開示とすべき部分
1	被留置者の給食単価購入契約書（平成28年4月1日締結）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第3号 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（印影）
2	起案書（被留置者の給食（単価契約）にかかる単価購入契約の締結について（平成28年3月25日付け起案・決裁））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名及び法人名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第2号 ・ 警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている職員を除く） ○ 条例第7条第6号 ・ 内線電話番号（慣行として公にされているものを除く）
3	入札結果表（平成28年3月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量 ・ 受注者（落札者）に関する情報（法人名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第6号に該当 ・ 予定価格
4	被留置者の給食単価購入契約書（平成28年6月20日締結）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 契約保証金 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第3号 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（印影）
5	起案書（被留置者の給食単価購入契約の締結について（平成28年6月20日付け起案・決裁））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 契約保証金 ・ あて先 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名及び法人名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第6号 ・ 内線電話番号（慣行として公にされているものを除く）
6	見積結果表（平成28年6月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量 ・ 受注者（落札者）に関する情報（法人名） ・ あて先及び敬称 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第7条第6号に該当 ・ 予定価格

別表 2

1 公文書の件名

- (1) 被留置者の給食単価購入契約書（平成28年 4 月 1 日締結）
- (2) 起案書（被留置者の給食（単価契約）にかかる単価購入契約の締結について（平成28年 3 月25日付け起案・決裁））
- (3) 入札結果表（平成28年 3 月25日）
- (4) 被留置者の給食単価購入契約書（平成28年 6 月20日締結）
- (5) 起案書（被留置者の給食単価購入契約の締結について（平成28年 6 月20日付け起案・決裁））
- (6) 見積結果表（平成28年 6 月17日）

2 開示しない部分、開示しない根拠及びその理由

- (1) 被留置者の給食単価購入契約書（平成28年 4 月 1 日締結）

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
<p>予定数量</p>	<p>福島県情報公開条例第 7 条第 4 号に該当する。 （理由） 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であつて、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名及び印影）</p>	<p>福島県情報公開条例第 7 条第 4 号に該当する。 （理由） 留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。</p>

- (2) 起案書（被留置者の給食（単価契約）にかかる単価購入契約の締結について（平成28年 3 月25日付け起案・決裁））

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
<p>警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている職員を除く）</p>	<p>福島県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する。 （理由） 公務員等の職務の遂行に係る情報であるが、ただ</p>

	し書ウにより、警察職員に係る氏名（印影を含む）は除かれており、警部補（係長の段階に属する職）以下の職員については、慣行としても公にされておらず、さらに人の生命、健康又は財産を保護するため公にすることが必要とは認められないことから、同号ただし書ア、イにも該当しないため。
内線電話番号（慣行として公にされているものを除く）	福島県情報公開条例第7条第6号に該当する。 （理由） 内線電話番号は、警察が行う事務に関する情報であって、警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話番号として設置されているものであり、当該情報を公にすることにより、不特定多数者から業務妨害等を目的として特定の内線電話番号に対して、長時間にわたり回線を使用されるなどの妨害を受け、急訴事件等の突発事案への捜査や通常業務における必要な対応できなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
予定数量	福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。 （理由） 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名及び法人名）	福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。 （理由） 留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。

(3) 入札結果表（平成28年3月25日）

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
数量	福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。

	<p>(理由)</p> <p>被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
予定価格	<p>福島県情報公開条例第7条第6号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>契約の内容が毎年概ね同様の内容で繰り返される年間契約であり、当該情報を開示することにより、以後の同種契約の予定価格が容易に類推され、公正な競争による適正な契約が困難になるなど、今後の契約事務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては県の利益を不当に害するおそれがあるため。</p>
受注者（落札者）に関する情報（法人名）	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。</p>

(4) 被留置者の給食単価購入契約書（平成28年6月20日締結）

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 契約保証金 	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>契約保証金は予定価格から算出されるため上記と同様の理由があるため。</p>
受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名、法人名及び印影）	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は</p>

	業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。
--	---

(5) 起案書（被留置者の給食単価購入契約の締結について（平成28年6月20日付け起案・決裁））

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
内線電話番号（慣行として公にされているものを除く）	<p>福島県情報公開条例第7条第6号に該当する。</p> <p>（理由）</p> <p>内線電話番号は、警察が行う事務に関する情報であって、警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話番号として設置されているものであり、当該情報を公にすることにより、不特定多数者から業務妨害等を目的として特定の内線電話番号に対して、長時間にわたり回線を使用されるなどの妨害を受け、急訴事件等の突発事案への捜査や通常業務における必要な対応できなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量 ・ 契約保証金 	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>（理由）</p> <p>被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>契約保証金は予定価格から算出されるため上記と同様の理由があるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ あて先 ・ 受注者（契約者乙）に関する情報（住所、氏名及び法人名） 	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>（理由）</p> <p>留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。</p>

(6) 見積結果表（平成28年6月17日）

開示しない部分	開示しない根拠及びその理由
数量	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であつて、公にすることにより、被留置者数及び留置管理体制が類推されるなど、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
予定価格	<p>福島県情報公開条例第7条第6号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>契約の内容が毎年概ね同様の内容で繰り返される年間契約であり、当該情報を開示することにより、以後の同種契約の予定価格が容易に類推され、公正な競争による適正な契約が困難になるなど、今後の契約事務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては県の利益を不当に害するおそれがあるため。</p>
受注者（落札者）に関する情報（法人名）	<p>福島県情報公開条例第7条第4号に該当する。</p> <p>(理由)</p> <p>留置施設に出入りする業者であり、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるほか、秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるものであるため。</p>

別紙（審査会の処理経過）

年月日	処理内容
令和元年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査庁から諮問書及び弁明書（写）を收受
令和元年11月18日 （第284回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求の経過説明 ・ 審議
令和元年12月16日 （第285回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取
令和2年1月20日（第286回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の意見陳述を実施
令和2年2月19日（第287回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和2年3月17日（第288回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和2年4月27日（第289回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議（書面）
令和2年5月19日 （第290回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議（書面）

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(氏名五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣 見 隆 禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪 本 尚 文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村 上 敬 子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	